

機密性 2

臨時報告第 10 号様式

矯 正 局 長

岡 刑 発 第 9 7 号

令 和 元 年 5 月 2 4 日

殿

広島矯正管区長

岡山刑務所長

自殺事故（平成 31 年 4 月 1 日付け第 504 号速報に係るてん末）報告

事 故 の 概 况	平成 31 年 3 月 31 日（日）午前零時 35 分頃、[REDACTED]（以下「同室」という。）において、[REDACTED] の [REDACTED] 受刑者 [REDACTED]（以下「事故者」という。）[REDACTED] のを現認した同棟勤務職員看守 [REDACTED]（以下「[REDACTED] 看守」という。）が事故者に声掛けを行ったものの、これに応答せず、生存確認ができなかったことから、非常ベル通報を行い、同室を開扉し確認した結果、事故者の首に半袖シャツが巻き付けられており、生存確認ができない状況にあったため、直ちに AED 等を使用（[REDACTED]）して救急措置を講ずるとともに、[REDACTED]（以下「同病院」という。）に緊急搬送したものの、同日午後 2 時 42 分、死亡が確認された。
	なお、同日午前零時 17 分頃、同棟交代勤務職員看守 [REDACTED]（以下「[REDACTED] 看守」という。）が同室を視察した際、事故者は [REDACTED] であり、その際、事故者の動静に特段の異状は認められなかったことに加え、事故者が収容されていた同室は、[REDACTED] であったため、[REDACTED] 動静が確認されていた。

事 故 の 状 況	1 発 生 年 月 日	1 平成 31 年 3 月 31 日（日）
	2 発 生 時 刻	2 午前零時 35 分
	3 場 所	3 [REDACTED]（単独室）
	4 方 法	4 [REDACTED] で、半袖シャツ 1 枚を首に巻き付けて死したもの。
	5 經 緯	5 (1) [REDACTED] (2) [REDACTED]

(3)

(4)

(5) 平成31年3月31日午前零時17分頃,  
交代勤務職員である [ ] 看守が同室  
を視察したところ、事故者は、  
[ ]

(6) 同時35分頃、勤務職員である [ ] 看  
守が、同室内を視察したところ、事故者は、  
[ ]

[ ] のを認知し、直ちに声掛けを行つ  
たものの、事故者がこれに応答せず、生存確認  
ができなかつたことから、非常ベル通報した。

(7) 同時36分頃、監督当直者看守長 [ ] (以  
下「監督当直者」という。) 外数名の職員が駆

機密性 2

け付け、同時 3 7 分、同室を開扉して掛布団をめくり、事故者の状況を確認したところ、首に半袖シャツが巻き付けられており、生存確認ができるない状況にあったため、監督当直者は、直ちに救急車の要請及び A E D の使用を指示した。

(8) 同時 3 8 分頃、監督当直者及び看守部長 [REDACTED] (以下「[REDACTED] 看守部長」という。) が事故者に A E D を装着したが、

[REDACTED], [REDACTED] 看守部長、看守部長 [REDACTED] (以下「[REDACTED] 看守部長」という。) 及び看守 [REDACTED] が交代で心臓マッサージを行った。

(9) 同時 3 9 分頃、看守部長 [REDACTED] が 1 1 9番通報を行った。

(10) 同時 4 0 分頃、監督当直者の指示により、[REDACTED] 看守部長が持参したカッターナイフで事故者の首に巻きつけられた半袖シャツを切断した。

(11) 同時 5 1 分頃、救急車が到着したため、救急隊員に事故者の救急措置を引き継ぎ、同時 5 7 分頃、救急車が同病院へ向けて当所を出発した。

(12) 同日午前 1 時 9 分頃、事故者が同病院に到着し、同病院医師による心肺蘇生術が施された。

その後、事故者は、同病院医師から

[REDACTED] と診断され、

(13) 同時 3 7 分、上席統括矯正処遇官(教育担当)看守長 [REDACTED] が [REDACTED] に対し、事故者が自殺を企図した旨を連絡した。

(14) 同病院において、

[REDACTED], 同日午後 2 時 [REDACTED], 同時 4 2 分、同病院医師に

より死亡が確認された。

(15) 同時 4 6 分、統括矯正処遇官（第一担当）看守長 [REDACTED]（以下「[REDACTED]統括」という。）が、岡山地方検察庁検察官 [REDACTED]（以下「[REDACTED]検事」という。）に対し、事故者が自殺を図ったこと及び死亡した旨を通報した。

(16) 同日午後 3 時 1 5 分、[REDACTED] 統括が、岡山西警察署警備課 [REDACTED] に対し、事故者が自殺を図ったこと及び死亡した旨を通報した。

(17) [REDACTED]において、同病院医師 [REDACTED]（以下「[REDACTED] 医師」という。）立会いの下、検事外 1 名、岡山警察本部刑事部捜査第一課警部（検視官）[REDACTED] 外 1 名及び岡山西警察署警部補 [REDACTED] 外 2 名により、司法検視が実施されるとともに、所長の代行者として当所総務部長向川岳彦による行政検視を同時並行して実施した。

なお、[REDACTED] 医師から、死因は「い死」との所見が示されたが、[REDACTED] 検事は、当所において実況見分を実施した上で、司法解剖の要否について検討する旨述べた。

(18) 同日午後 6 時 1 4 分から同 7 時 2 4 分までの間、当所同室において、[REDACTED] 検事らがい首現場（居室）、い首状況の確認及び非常ベルの位置を確認したことに加え、当所処遇部門事務室において、[REDACTED] を確認した。

その結果、[REDACTED] 検事は、事件性は認められず、[REDACTED] との判断を示した。

なお、[REDACTED]。

(19) 同年 4 月 1 日午前 8 時、統括矯正処遇官（教育担当）看守長 [REDACTED] が [REDACTED] に連絡したところ、[REDACTED]

(20)

機密性2

		(21)	[REDACTED]
		(22)	[REDACTED]
	6 使　用　器　具	6 該当事項なし	
	7 逮捕制圧等の状況	7 該当事項なし	
	8 事故による犯罪	8 該当事項なし	
	9 そ　の　他	9 特記事項なし	
事 故 者	1 事 故 者 の 種 別	1 自殺した被収容者	
	2 身 分	2 [REDACTED] 受刑者	
	3 氏 名	3	[REDACTED]
	4 生 年 月 日	4	[REDACTED]
	5 罪 名 又 は 事 件 名	5	[REDACTED]
	6 刑 名 ・ 刑 期	6	[REDACTED]
	7 刑 の 起 算 日	7	[REDACTED]
	8 刑 の 終 了 日	8	[REDACTED]
	9 犯 数	9	[REDACTED]
	10 制限区分及び優遇区分	10	[REDACTED]
	11 所 内 に お け る 行 状	11	[REDACTED]
	12 本 籍	12	[REDACTED]
	13 住 所	13	[REDACTED]
	14 要注意者等の指定の有無	14	[REDACTED]
	15 そ の 他	15 特記事項なし	
職員	1 配 置 及 び 勤 務 状 況	1 当日の夜勤配置職員は	であり、事故者を

機密性 2

の状況		収容していた [ ] には、事故発生当時、勤務職員 [ ] を配置していた。
		2 当日、監督当直者として法務事務官看守長 [ ] を、副監督当直者として法務事務官副看守長 [ ] をそれぞれ勤務させていたが、両名とも事故発生当時は [ ] で あつた。
		3 [ ] 事実が判明した。 このため、 [ ] を職責審査会に付議した上、 とした。

## 機密性2

事態収拾の措置	1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察署への依頼	1 当所所長以下18名の職員が非常登庁した。 2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 平成31年3月31日午後3時15分、本件事故について、岡山西警察署に通報した。
事故の原因・動機	1 事故者の動機    2 施設側の欠陥	2 該当事項なし
事故者に対する措置	1 懲罰 2 事件送致	1 該当事項なし 2 該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	1 (1) 平成31年4月1日付け所長指示第14号「自殺事故の根絶について」を発出し、頭部まで布団を掛けた状態や行動的兆候が認められた場合、自殺既遂事案が発生する懸念が強くあることを、改めて注意喚起及び再確認させるとともに、同所長指示について全職員を対象とした研修を実施した。 (2) 同月15日、事故当時の問題点及び改善点の洗い出しを行うとともに、同種事案の再発防止を期すため、首席矯正処遇官(処遇担当) [REDACTED] から監督当直者として勤務する職員に対する研修が実施された。 (3) 本件事故処理において、[REDACTED] が判明したことを受け、他の内規についても精査した結果、基本となる要注意者等の指定に関する

## 機密性 2

		<p>る内規（平成28年3月31日付け達示第19号「要注意者等の指定及び動静観察の要領に関する規程」）は定められているものの、物品制限に関する内規は定められていないことが判明したため、令和元年5月7日付け達示第14号「要注意者等の指定及び動静観察の要領に関する規程」の一部改正について」を発出し、物品制限の要領を明確化した。</p> <p>(4) 事故者の自殺危険性判定表について、</p> <p>[REDACTED] 事実が判明したため、令和元年5月7日付け所長指示第5号「自殺危険性判定表の運用について」を新たに発出するとともに、当所のLA指標受刑者の中には、同判定表の作成が義務化される以前に入所した受刑者も多く、同判定表がそもそも作成されていない者も多数存在したため、全受刑者に係る同判定表の再点検を行うとともに、面接等を実施し同判定表の作成及び見直しを実施した。</p> <p>その結果、新たに27名の者が自殺自傷のレベル1に該当したため、当該受刑者を自殺自傷の要留意者に指定している。</p> <p>(5) 事故当時、[REDACTED]ことからすれば、監視卓における観察方法及び検聴方法等について、専属のモニターで観察を行うなど具体的に指示すべき事項であったと思料されたため、令和元年5月13日付け処遇首席指示第41号「監視卓システム勤務要領等について」を発出し、上記観察方法等を明確化した。</p>
	2 改 善 す べき 事 項	2 該当事項なし
その 他参 考事 項	1 収 容 人 員 2 そ の 他	1 本件事案発生時の収容人員は、601名であった。 2 報道機関9社から取材があり、山陽新聞1件及び山陽新聞デジタル版1件の報道が認められた。